

令和7年6月  
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年4月18日から同年5月17日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、136件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第56号）  
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第13号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年4月18日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 136件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	115件
電子メール	21件
郵送	0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 第二種免許の教習カリキュラムの見直し関係

第二種免許に係る教習の科目及び教習の科目ごとの教習時限数等の見直しに対しては、

- 今般の改正は、第二種免許取得に係る教習を効率化し、タクシーの運転者不足を解消するためのものであり、大いに賛成である
- 時間に制約のある女性や若年者が教習に通いやすくなり、ドライバーの増加が期待できる

といった賛成の御意見があった一方、

- 個人の運転の癖を修正するといった教習に時間をかけることができなくなるため、交通の安全と円滑の観点からは、教習時限数を大幅に減らすべきではない

といった懸念を示す御意見がありました。

また、その他にも

- 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る学科教習は、普通第二種免許に係る学科教習と同一であることから、普通第二種免許だけでなく、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る学科教習も現行の19時限から17時限に短縮すべきである

- 施行までの期間が短すぎて教習の準備が間に合わないのではないか

といった御意見がありました。

今回の改正については、時限数を短縮した教習カリキュラムで実験教習を行った結果、技能教習の教習時限数を現行の21時限から12時限に、学科教習の教習時限数を現行の19時限から17時限に短縮しても、現行の教習と同等の教習効果を維持することができることが確認されたこと等を踏まえ行うものであり、原案のとおりとさせていただきます。

また、学科教習については、第二種免許で共通のものとなっており、新たに第二種免許を取得する場合の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る学科教習の教習時限数についても、現行の19時限から17時限に短縮することとしております。

さらに、頂いた御意見も踏まえて、改正の具体的な内容については、各指定自動車教習所に対する分かりやすい広報啓発に努め、円滑な施行に向けた準備を進めてまいります。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- タクシー運転者不足に関しては、賃金等の労働環境が問題であり、不足を解消するための手段として、第二種免許の取得に係る教習を短縮することは効果がないのではないか

○ 運転免許試験場での第二種免許の学科試験の開催頻度を増加してほしいといった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。